平成２８年（フ）第６３３号
東京都あきる野市三内203番地リヴェール103号
債務者　竹下　俊次
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９６５号
東京都町田市山崎町457番地都営山崎町第２アパート12―105
債務者　笹原　龍一
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８７６号
横浜市戸塚区上倉田町336番地３　正平荘10号
債務者　宮成　真弓（旧姓日暮）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８５１７号
千葉県柏市南柏中央２番地10　アイディーコート南柏1101号
破産者　ネクステージ・テック株式会社
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５１８号
千葉県柏市南柏中央２―10　アイディーコート南柏1101
破産者　武藤　三徳
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２８０号
埼玉県さいたま市岩槻区大字平林寺262―27
破産者　伊藤　礼司
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４７６号
東京都豊島区南大塚２丁目10番２号
破産者　日本ランウエル株式会社
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７８４号
東京都文京区水道１－４－３、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区下谷３丁目12番１号
破産者　株式会社三元
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７８５号
東京都文京区水道１丁目４番３号
破産者　株式会社バイスプロダクションズ
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７８６号
東京都文京区水道１丁目４番３号
破産者　有限会社フォーティーン
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２６４号
東京都北区上十条１丁目26―２
破産者　井戸川恭子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２６５号
東京都北区上十条１丁目26―２
破産者　井戸川由加
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７５号
東京都北区中十条１丁目９－４―1007
破産者　大園　和男（旧姓大河内）
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４８号
東京都板橋区氷川町２－５　三和荘
破産者　伊藤　　猛
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６３５号
東京都杉並区高円寺北４―18―５　シーダーロード202号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区南荻窪２丁目３番２号
破産者　株式会社フェローピクチャーズ
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６３６号
東京都杉並区高円寺北４丁目18―５―202
破産者　藤田　義則
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６６２号
東京都板橋区大門14―４
破産者　小林　皇太
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９０号
東京都練馬区立野町13―６―103
破産者　近藤　健介
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７５３号
東京都江戸川区清新町２丁目８－４―514
破産者　黒須　　裕
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７７３号
東京都台東区千束２丁目26―５―204　クリオ入谷壱番館
破産者　倉部　金吾
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部